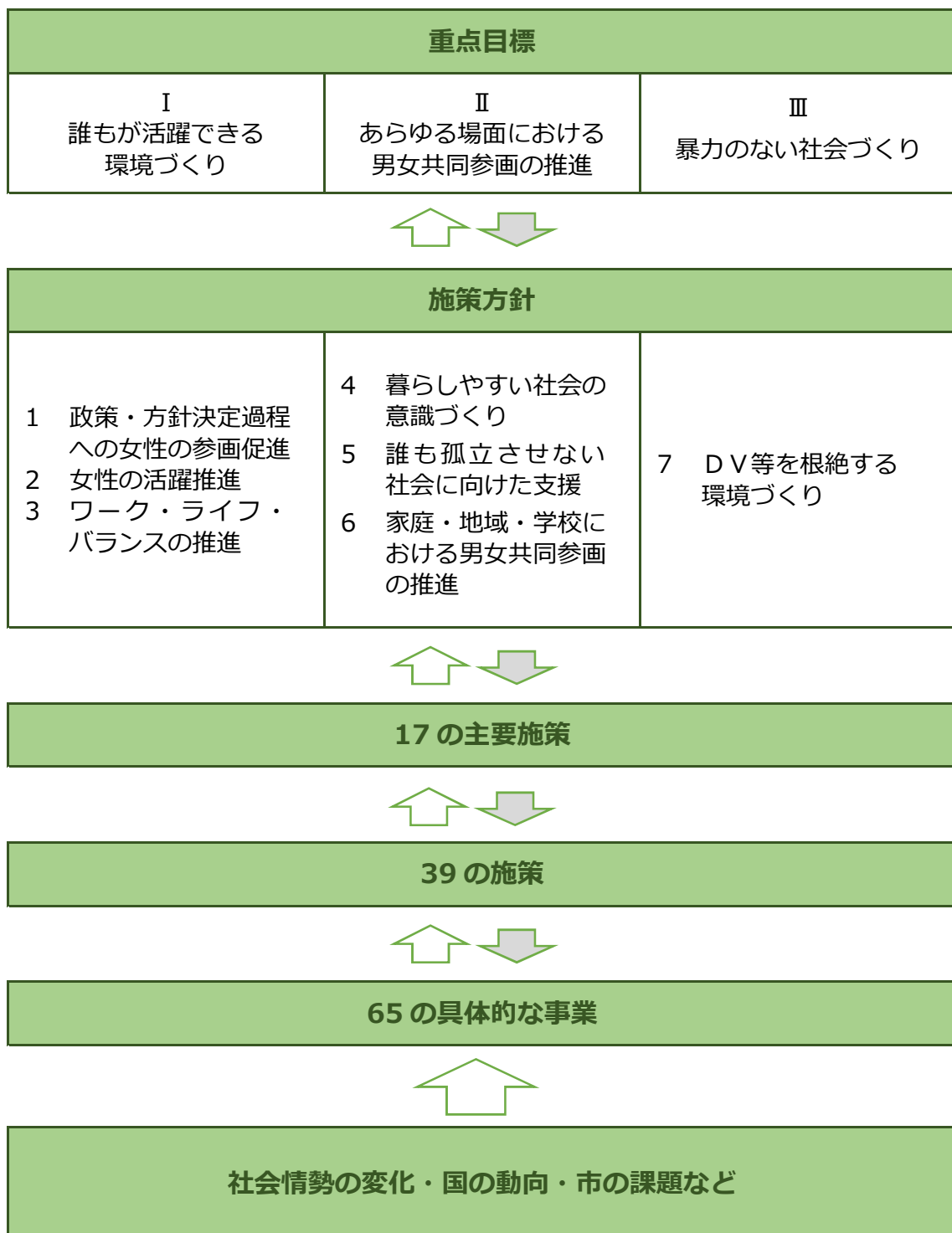


社会情勢の変化・男女共同参画に関する国の動向・市の課題などを踏まえ、具体的な事業を整理し、重点目標・施策方針・主要施策・施策として体系化し、目標を明確にしています。

### 第5次横須賀市男女共同参画プラン



## 10 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

### ●重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
1	政策・方針決定過程 への女性の参画促進	1	市の審議会等における女性委員の割合	27.5%	40%
		2	町内会・自治会における女性役員の割合	30.3%	50%
		3	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.7%	15%
2	女性の活躍推進	4	女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合	45.2%	70%
3	ワーク・ライフ・ バランスの推進	5	ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度	80.6%	平成 28 年度 数値を上回る
		6	市役所における職員の年次休暇取得日数	12.4 日	15 日

### ●重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
4	暮らしやすい社会の 意識づくり	7	男女共同参画という言葉の認知度	54.7%	100%
		8	「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合	65.8%	100%
5	誰も孤立させない 社会に向けた支援	9	性的マイノリティ*またはLGBTという言葉の認知度	65.8%	100%
6	家庭・地域・学校に おける男女共同参画 の推進	10	保育所等利用待機児童数	19 人	0 人
		11	町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	47.9%	平成 28 年度 数値を上回る
		12	教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	70.2%	平成 28 年度 数値を上回る

### ●重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
7	DV等を根絶する 環境づくり	13	「DV*に関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合	81.9%	100%

## 11 プランの推進

### (1) プランの進行管理

#### ① 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

#### ② 事業の点検

事業の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を的確に行います。

#### ③ 取組実績報告書の公表（毎年度実施）

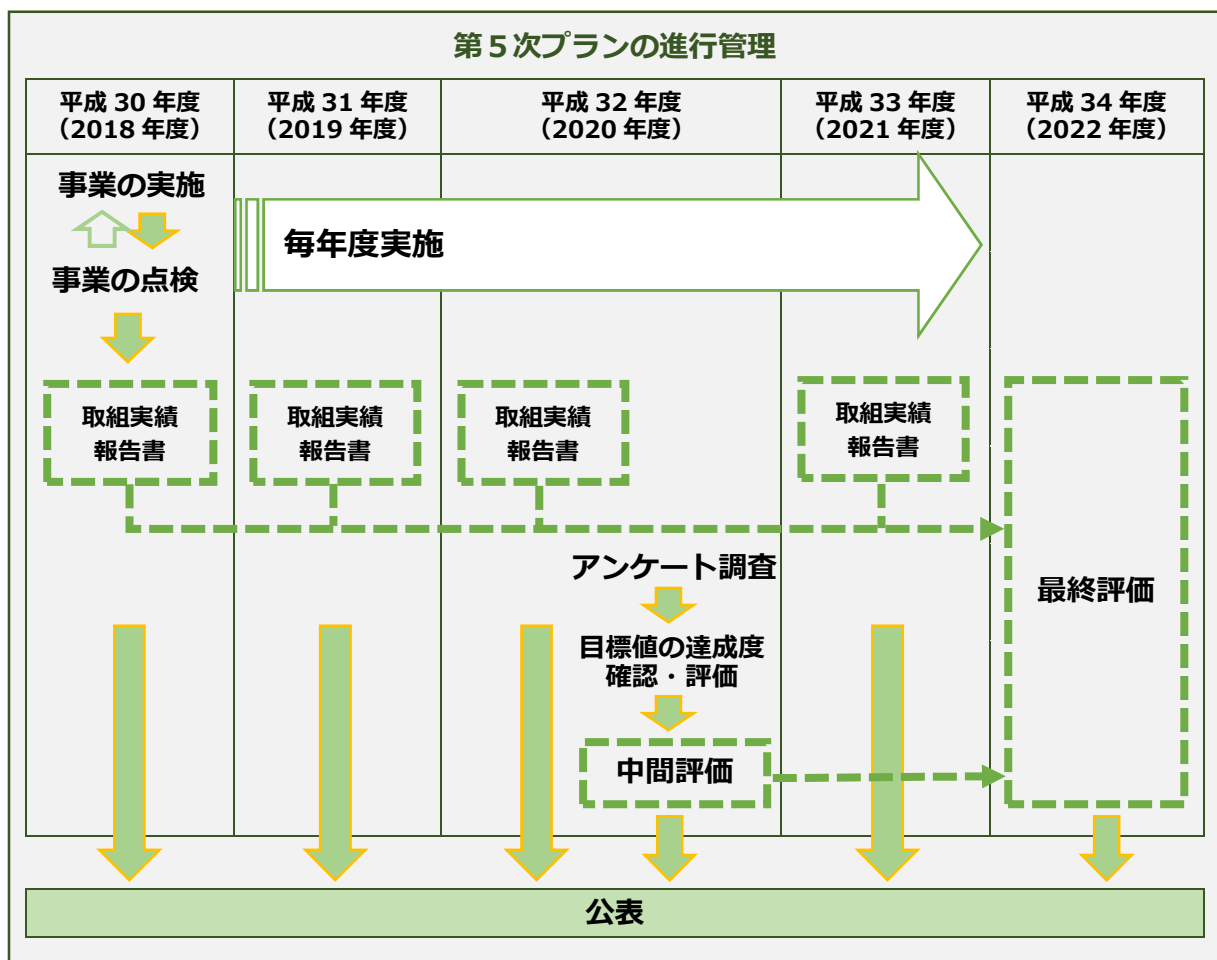
報告書を毎年度作成し、プランに位置付けている事業の実施状況について、男女共同参画審議会（以下「審議会」）に報告し、意見を聴いた上で公表します。

#### ④ 中間評価（次期プラン策定の前年度に実施）

アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。プランの効果や課題等を分析し、審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。

#### ⑤ 最終評価（プランの計画期間終了後に実施）

プランの計画期間終了後に、審議会の意見を聴いた上で総括した評価を行い、公表します。



## (2) 推進体制の強化

### ① 横須賀市男女共同参画審議会

条例第23条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進及び進捗状況について審議し答申します。また、計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項等について、調査審議し必要に応じて市長に意見を述べます。

### ② 男女平等専門委員

男女共同参画社会<sup>\*</sup>形成の観点から、市の施策への不服や性別を理由とした人権侵害に関わる苦情・相談等の申出を受け付け、適切な対応を行うため、市長から委嘱された男女平等専門委員が公正・中立な立場で必要に応じて調査を行い、助言や是正の要望等を行います。

### ③ 男女共同参画職場リーダー会議

本市が実施するあらゆる事業において男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、全所属長を男女共同参画職場リーダーとし、男女共同参画職場リーダー会議において男女共同参画についての理解を深めるため研修を実施します。

### ④ デュオよこすか

市の男女共同参画施策を推進し、市民、市民活動団体、事業者等との協働のための拠点施設として、「交流」「情報の収集・提供」「学習・研修」「相談」の機能の一層の充実を図ります。

### ⑤ デュオよこすか専門部会

審議会の下部組織として、デュオよこすかの運営に係る専門的な事項について検討します。

### ⑥ 市民、市民活動団体、事業者等及び市民サポーターとの協働・連携

男女共同参画社会を実現するためには、市民、市民活動団体、事業者等との協力・連携が不可欠です。また、諸施策を推進するため、市民サポーターとの連携を図ります。課題を共有しながら協働・連携を通じて、本市の男女共同参画を推進します。

### ⑦ 関係機関等との連携

国・県等の関係機関との連携を進め、啓発事業などについての事業協力を行います。